

令和 8 年 2 月 10 日
総務部 市町村課

今冬の大雪等に係る特別交付税（市町村分）の 繰上げ交付について

今冬の大雪等により多大な影響を受けた本県市町村に対し、令和 7 年度特別交付税のうち、3 月に交付される額の一部が繰り上げて交付されることとなりましたのでお知らせします。

1 対象団体

8 市（別紙のとおり）

2 繰上げ交付額

28.00 億円（内訳は別紙のとおり）

- ・特別交付税 3 月交付額の過去 5 ヶ年平均額を基礎として、その 3 割を目安に交付

3 日 程

令和 8 年 2 月 10 日（火） 交付決定

令和 8 年 2 月 12 日（木） 現金交付

<参考>

- ・特別交付税の定例の交付時期は、12 月及び 3 月です。（地方交付税法第 16 条第 1 項）
- ・特別交付税の繰上げ交付は、災害により多大な影響を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、同条第 2 項に基づき定例の交付時期を繰り上げて交付されるものです。繰り上げて交付された額は、3 月分の特別交付税交付額から控除されます。
- ・大雪等による特別交付税の繰上げ交付は、令和 6 年度に引き続いての措置となります。

本件についてのお問い合わせ先
市町村課財政班（財政担当） 加藤、伊藤
（直通）025-280-5058 （内線）2227、2228

別紙

(百万円)

団体名		繰上げ交付額
新潟県	長岡市	630
	三条市	242
	小千谷市	189
	見附市	105
	糸魚川市	245
	上越市	772
	魚沼市	371
	南魚沼市	246
合計		2,800